

6. その他

(7) 条例による住民投票に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市区町村分

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	条例の目的又は主な内容	投票の期日	投票の結果 ①投票率 ②賛成票の数 ③反対票の数 ④成立・不成立の別
青森県	板柳町	板柳町統合小学校整備に関する住民投票条例	R6. 6. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第112条の規定により制定され、統合小学校整備について、「新築」または「長寿命化改修」を問うため住民投票を実施したもの。</li> <li>・ 有効投票のいずれか過半数の意見を尊重</li> </ul>	R6. 8. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 46.39%</li> <li>② 「新築」への投票 2,457</li> <li>③ 「長寿命化改修」への投票 2,536</li> <li>④ 成立</li> </ul>
大分県	津久見市	津久見市庁舎整備に関する住民投票条例	R6. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の新庁舎建設について、2つの建設候補地及び建設方法の案に対する市民の意思を確認するために実施。</li> <li>A. 津久見港埋立地への庁舎建設案（事業内容の見直しを含む。）に賛成</li> <li>B. 津久見市立第二中学校（旧校舎改修）等を活用した分庁案に賛成</li> </ul>	R6. 4. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 63.13%</li> <li>② 左記Aへの投票 5,770</li> <li>③ 左記Bへの投票 2,669</li> <li>④ 成立</li> </ul>
計	2団体	2件				成 立： 2件 不 成 立： 0件